

上山市こども計画

令和7年3月

上 山 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の対象	3
5	計画の策定体制	3

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1	人口の状況	7
2	世帯の状況	9
3	出生の状況	11
4	女性の労働力率の状況	12
5	貧困の状況	13
6	各計画におけるニーズ調査（抜粋）	15

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本的な視点	25
2	基本理念	26
3	目標	26
4	施策体系	27

第4章 計画の内容

1	第3期子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）の概要	29
2	健康増進計画「湯ったり健康かみのやま21 第三次行動計画」の概要	31
3	第2期母子保健計画の概要	33
4	第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	35
5	男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画の概要	37
6	教育振興基本計画の概要	39
7	こどもの貧困対策推進計画の概要	41

第5章 計画の推進に向けて

1	計画の推進体制	45
2	計画の進捗管理	45

資料編

1	計画策定の経過	47
2	上山市こども計画推進会議 委員名簿	48
3	上山市こども計画策定委員会 委員名簿	49

※「こども」と「子ども」、「子供」の表記については「こども」に統一して表記していますが、法律名やその説明文等に関連する文章、団体名等の固有名詞等については、元の表記を使用しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進するため、令和5年4月にこども家庭庁が設立されました。

また、こども基本法が施行され、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされました。

こども基本法とは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

また、こども大綱では、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることで、総合的かつ一体的にこども施策を進めることとしています。

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化等、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市においては、令和2年度に、本市の実情に即した子育て支援を総合的かつ具体的に支援するための指針として「かみのやま子育て応援プラン」を策定し、「結婚や妊娠の希望がかない、子どもたちが健やかに生まれ子育ての喜びを感じられるまち かみのやま」を基本理念に掲げ各種施策を実施してきました。

この度、「かみのやま子育て応援プラン」が令和6年度末で終了することから、こども施策に関する計画を一体的なものにとりまとめた「上山市こども計画」を策定します。

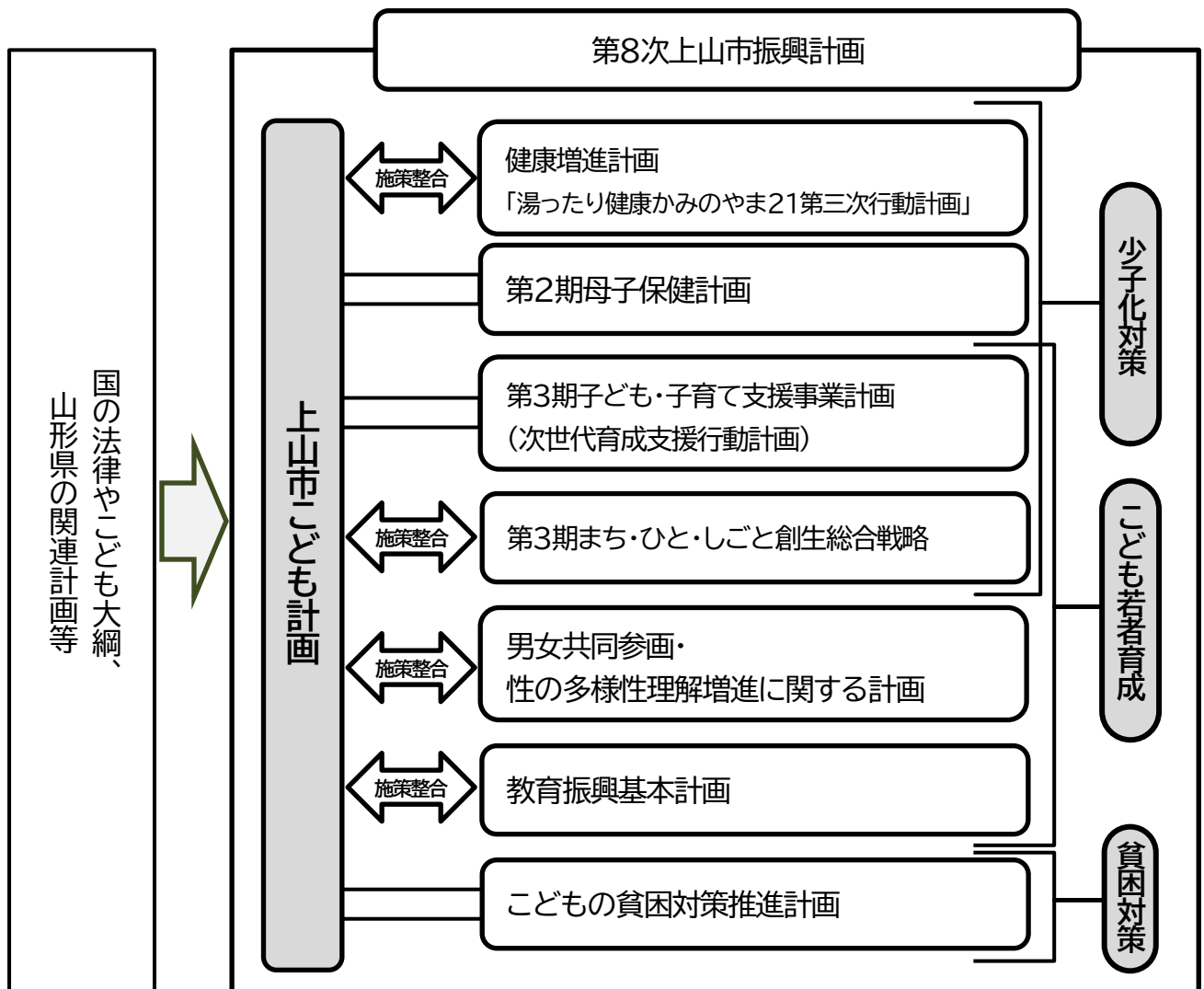
2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、第 8 次上山市振興計画を上位計画とし、こども基本法及びこども大綱の考え方を踏まえた計画です。

【こども基本法（抜粋）】

第 10 条

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として策定します。
また、構成する各計画も含め、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、適宜計画の見直しを行うものとします。

4 計画の対象

国の「こども基本法」では、『「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないとします。

ただし、各施策の主な対象は、妊産婦及び18歳までの児童とその家庭、市内での就労や定住を望む40歳未満までの若者としています。

5 計画の策定体制

5-1 市民ニーズ調査

本計画の策定にあたり、こどもや子育て中の保護者等のニーズや意見を把握するため、市民ニーズ調査を実施しました。

(1) 第3期子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）

	内容
調査対象	市内在住の就学前児童及び小学生児童保護者
調査方法	就学前児童保護者：郵送配布・web 回答 小学生児童保護者：学校配布・web 回答
調査期間	令和6年8～9月
配布数	就学前児童保護者：743 票 小学生児童保護者：1,023 票
回収数 (有効回収率)	就学前児童保護者：413 票 (55.6%) 小学生児童保護者：429 票 (41.9%)

(2) 健康増進計画「湯ったり健康かみのやま21 第三次行動計画」

	内容
調査対象	市内在住の中学2・3年生 市内在住の16～19歳の男女 市内在住の20～64歳の男女 市内在住の乳幼児保護者の男女

調査方法	学校配布・調査票回収 郵送配布・郵送回答またはweb 回答 郵送配布・郵送回答またはweb 回答 郵送配布・調査票回収
調査期間	令和5年11月～令和5年12月
配布数	市内在住の中学2・3年生：373票 市内在住の16～19歳の男女：100票 市内在住の20～64歳の男女：750票 市内在住の乳幼児保護者の男女：266票
回収数 (有効回収率)	市内在住の中学2・3年生：297票 (79.6%) 市内在住の16～19歳の男女：27票 (27.0%) 市内在住の20～64歳の男女：294票 (39.2%) 市内在住の乳幼児保護者の男女：234票 (88.0%)

(3) 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

	内容
調査対象	20～45才の上山市民（無作為抽出）
調査方法	郵送配布・郵送回答またはweb 回答
調査期間	令和6年7月～8月
配布数	1,000票
回収数(有効回収率)	総数262票 (26.2%)

(4) 男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画

	内容
調査対象	市内在住・在勤の満18歳以上の男女
調査方法	郵送配布・郵送回答またはweb 回答
調査期間	令和6年7月～8月
配布数	市内在住の満18歳以上の男女：250票（無作為抽出） 市内在勤の満18歳以上の男女：250票（市内事業所へ依頼）
回収数(有効回収率)	216票 (43.2%)

(5) 教育振興基本計画

	内容
調査対象	市内在住の小学6年生 市内在住の中学3年生
調査方法	学校配布・web 回答
調査期間	令和5年4月
配布数	市内在住の小学6年生：188票 市内在住の中学3年生：193票

回収数 (有効回収率)	市内在住の小学6年生：177票（94.1%） 市内在住の中学3年生：168票（87.0%）
----------------	--

（6）こどもの貧困対策推進計画

	内容
調査対象	市内在住の小学5年生の児童及びその保護者 市内在住の中学2年生の生徒及びその保護者 市内在住の高校1・2年生（16～17歳）等及びその保護者
調査方法	小・中学生及びその保護者：学校配布・web回答 高校生及びその保護者：郵送配布・web回答
調査期間	令和5年1月～1月
配布数	小学5年生の児童及びその保護者：各188名 中学2年生の生徒及びその保護者：各192名 高校1・2年生（16～17歳）等及びその保護者：各455名
回収数 (有効回収率)	小学5年生の児童：177票（94.1%） 小学5年生の児童の保護者：127票（67.6%） 中学2年生の生徒：176票（91.7%） 中学2年生の生徒の保護者：133票（69.3%） 高校1・2年生（16～17歳）等：100票（22.0%） 高校1・2年生（16～17歳）等の保護者：133票（29.2%）

5-2 上山市こども計画推進会議による審議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施していくため、子育て中の保護者や子ども・子育て支援に関する各種団体の関係者、学識経験者等で構成する「上山市こども計画推進会議」において計画の内容について審議しました。なお、こども計画を構成する各個別計画の策定にあたっては、別に庁内外の策定委員会等を組織し策定しました。

5-3 パブリックコメントの実施

本計画の内容について、市民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

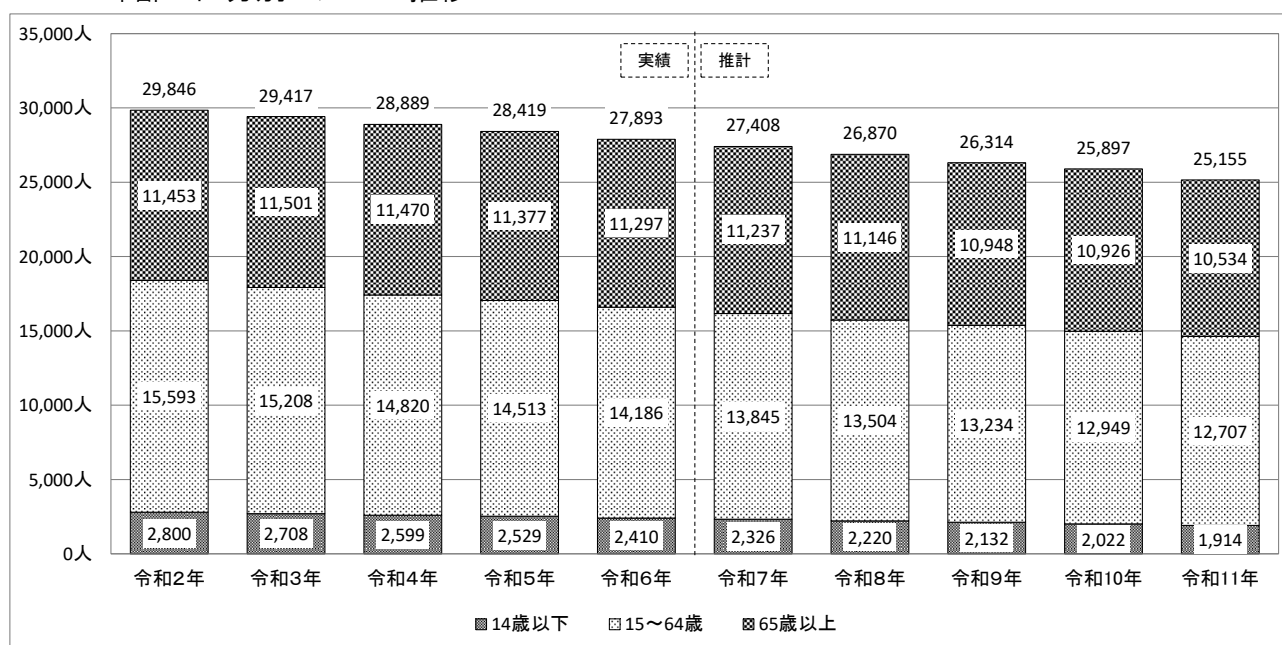
1 人口の状況

総人口の推移をみると、近年は減少傾向で推移しており、令和6年は27,893人となっています。今後も減少し続けると見込まれており、令和11年には25,155人になると予想されています。また、年齢3区分別の人口推移をみると、どの区分においても減少しており、今後もこの傾向が続くと見込まれています。

年齢3区分別の人口構成割合の推移をみると、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向で推移しており、今後もゆるやかな減少が続くと見込まれています。一方、「65歳以上」は増加傾向で推移しており、今後も引き続き増加していくと見込まれています。また、令和11年は「15～64歳」が増加に転じている一方、「65歳以上」は減少に転じています。

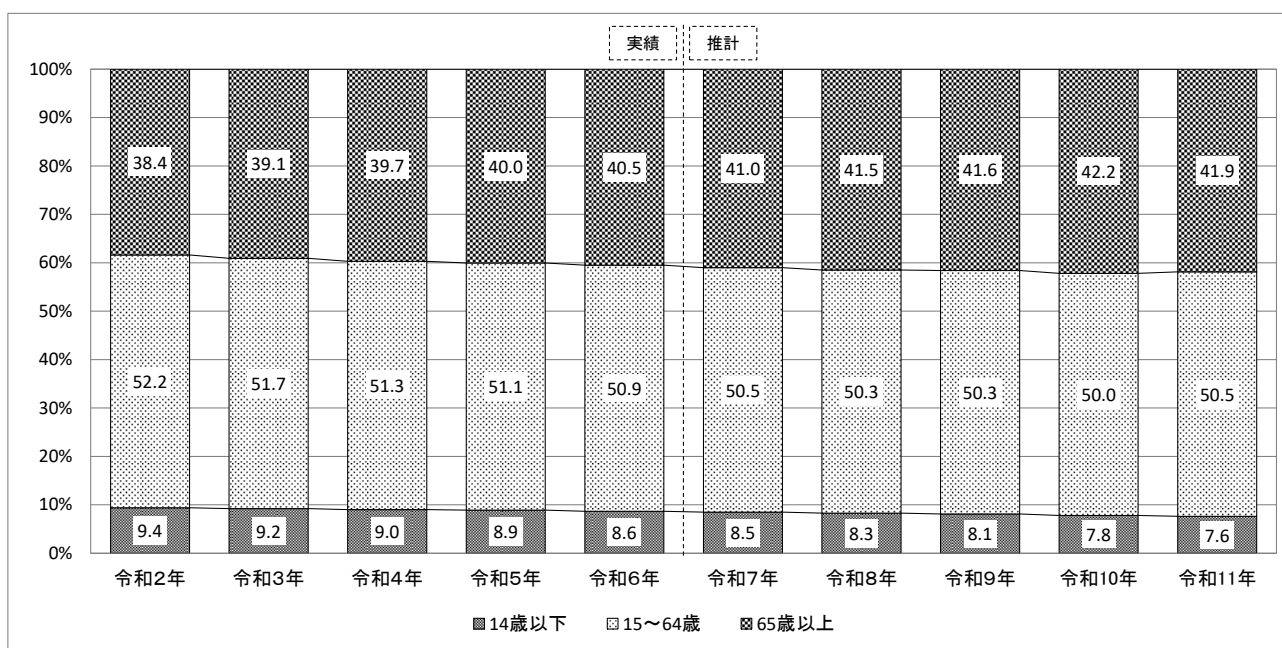
0～39歳の人口も総数は減少しており、今後も減少傾向で推移すると見込まれています。

■年齢3区分別の人口の推移

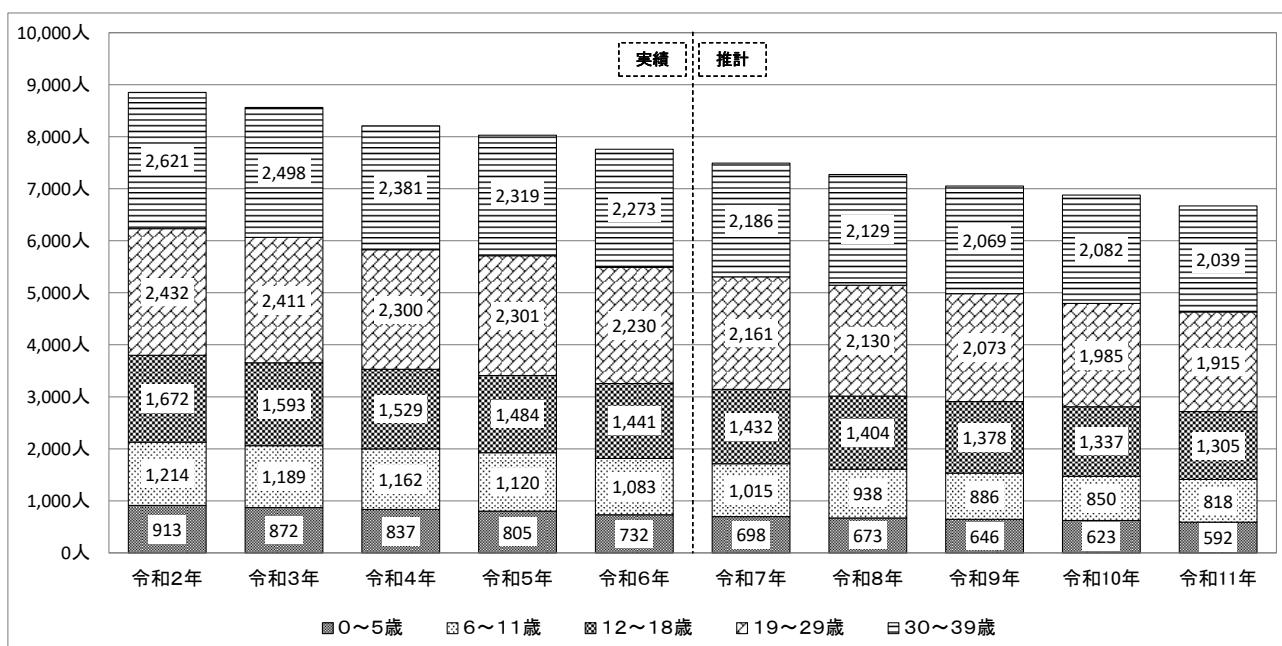


※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

■年齢3区分別の人口構成割合の推移



■0～39歳の人口の推移



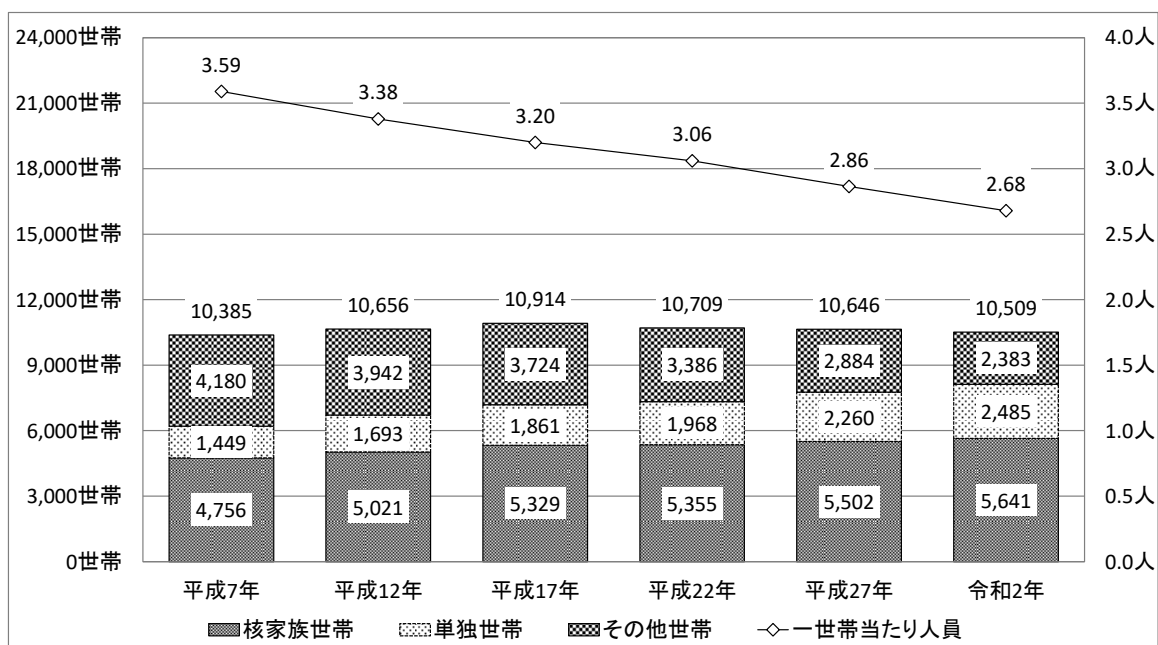
※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日時点)より。令和7年以降の推計値はコーホート変化率法による推計値

2 世帯の状況

一般世帯の推移をみると、平成17年をピークとしてゆるやかな減少傾向となっており、令和2年は10,509世帯となっています。世帯構成をみると、「核家族世帯」と「単独世帯」は増加傾向で推移しています。また、一世帯当たり人員は減少し続けており、令和2年は2.68人となっています。

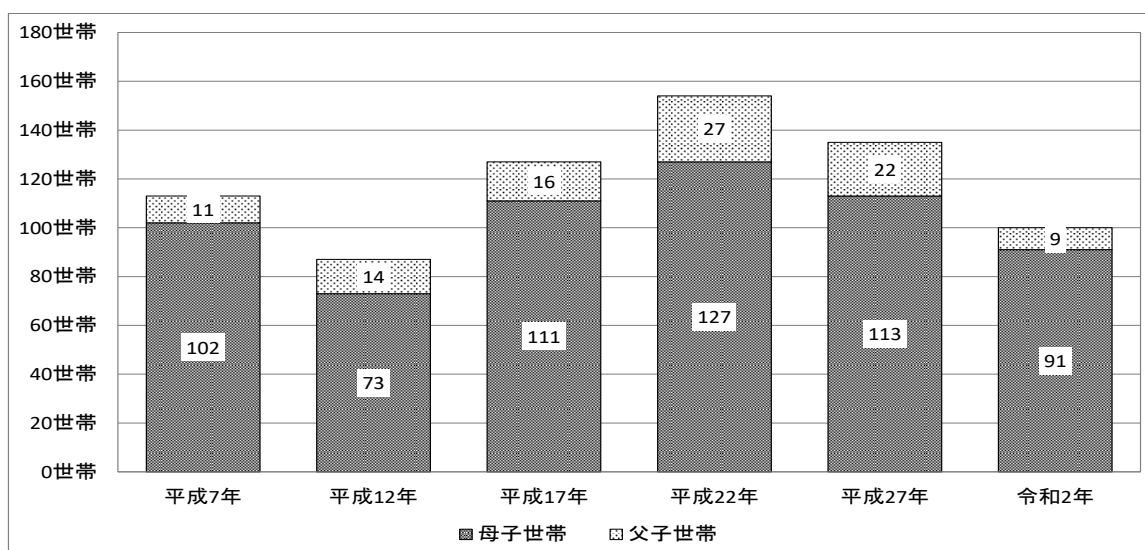
母子・父子世帯の推移をみると、増減しつつ推移しており、近年は減少傾向となっています。令和2年は「母子世帯」が91世帯、「父子世帯」が9世帯となっています。

■一般世帯と世帯構成の推移



資料：国勢調査

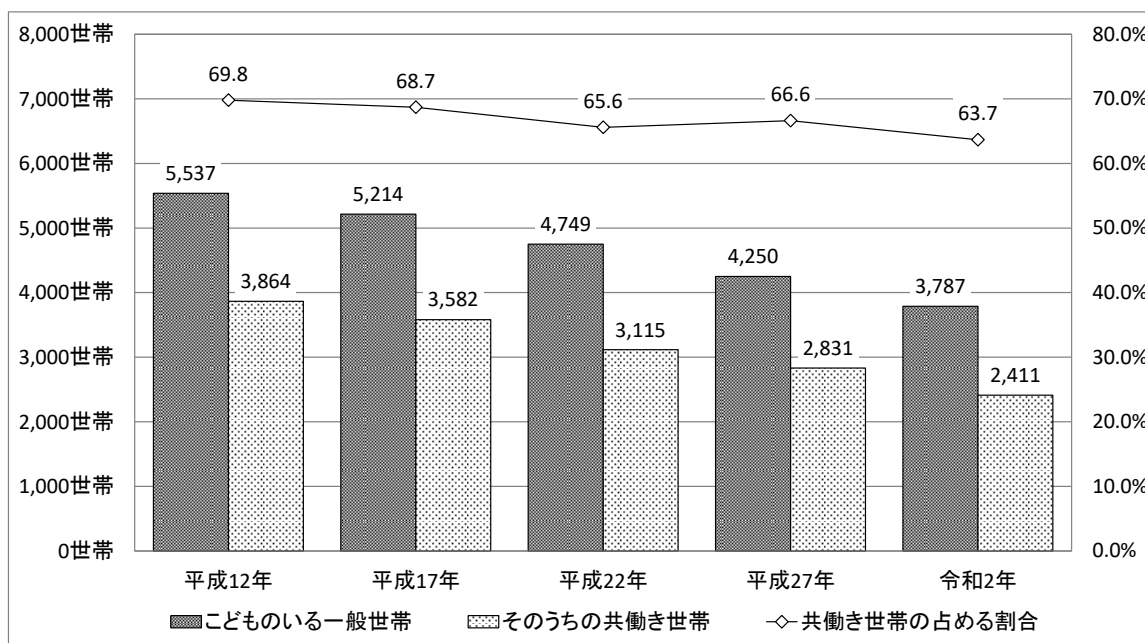
■母子・父子世帯の推移



資料：国勢調査

こどものいる一般世帯とそのうちの共働き世帯の推移をみると、どちらも減少傾向で推移しており、令和2年は「こどものいる一般世帯」は 3,787 世帯、「そのうちの共働き世帯」は 2,411 世帯となっています。どちらの世帯数も減少していることから、「共働き世帯の占める割合」は増減しつつゆるやかに減少しており、令和2年は 63.7%となっています。

■ こどものいる一般世帯とそのうちの共働き世帯



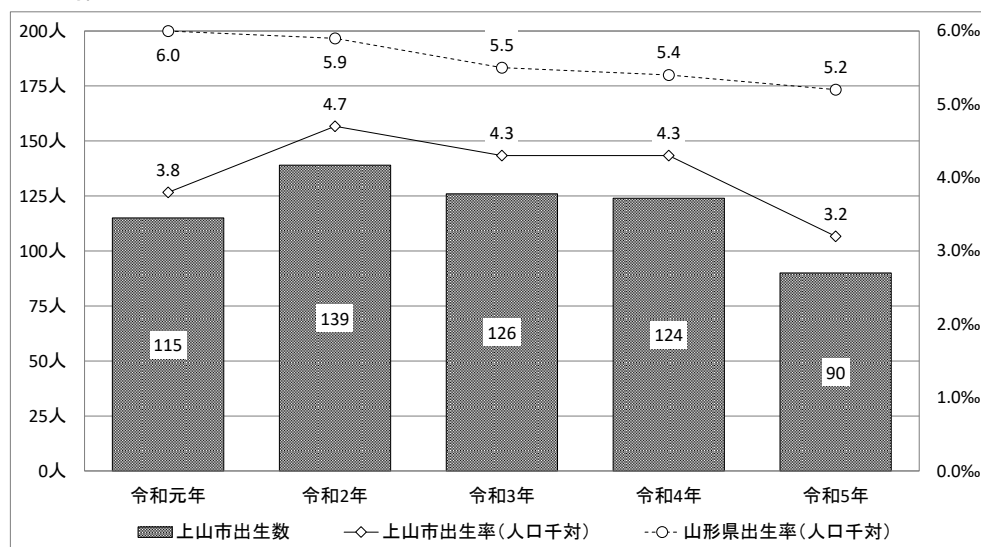
資料:国勢調査

3 出生の状況

3-1 出生数の推移

出生数の推移をみると、令和2年をピークとして減少傾向となっており、令和5年は出生数が90人、出生率（人口千対）は3.2‰となっています。また、出生率は山形県出生率（人口千対）を下回る水準で推移しています。

■出生数の推移

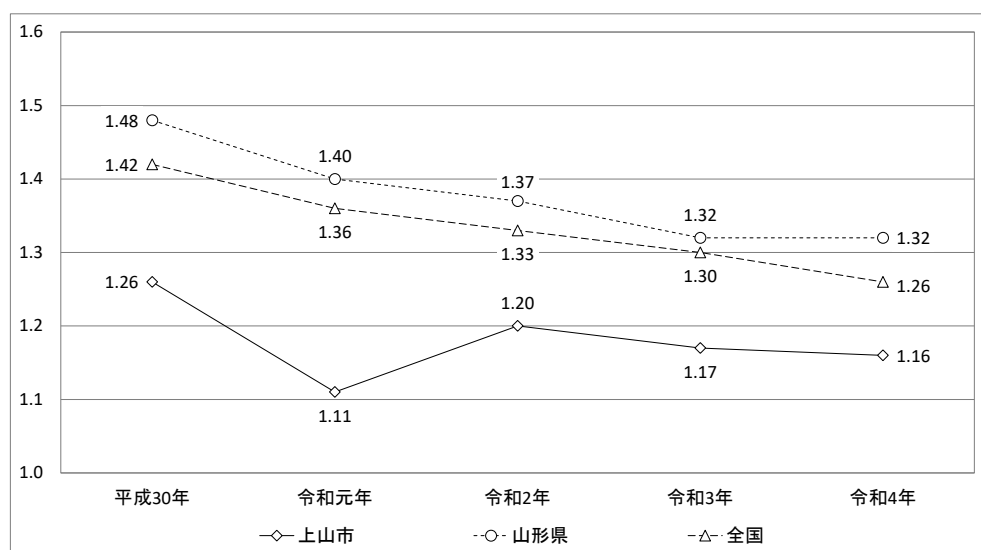


資料：山形県の人口と世帯数－山形県社会的移動人口調査結果報告書－

3-2 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、増減しつつも減少傾向で推移しており、令和4年は1.16となっています。また、山形県と全国を下回る水準での推移となっています。

■合計特殊出生率の推移



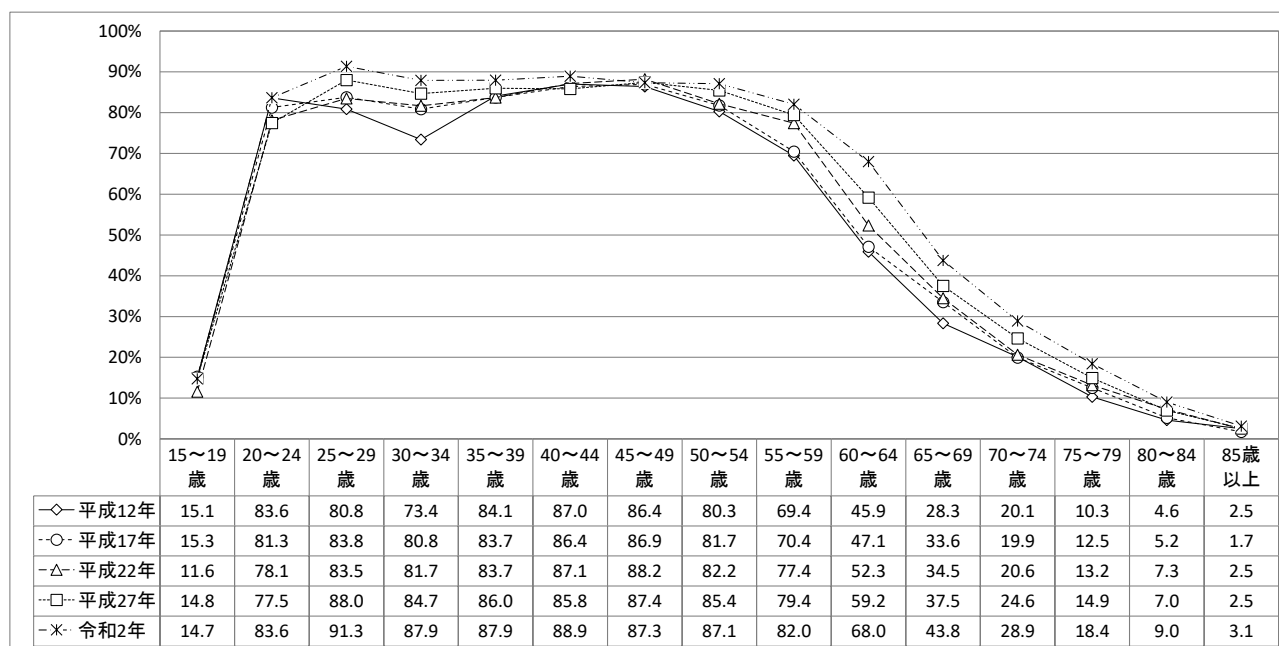
資料：山形県少子化・次世代育成支援対策関係データ集(令和6年1月)

4 女性の労働力率の状況

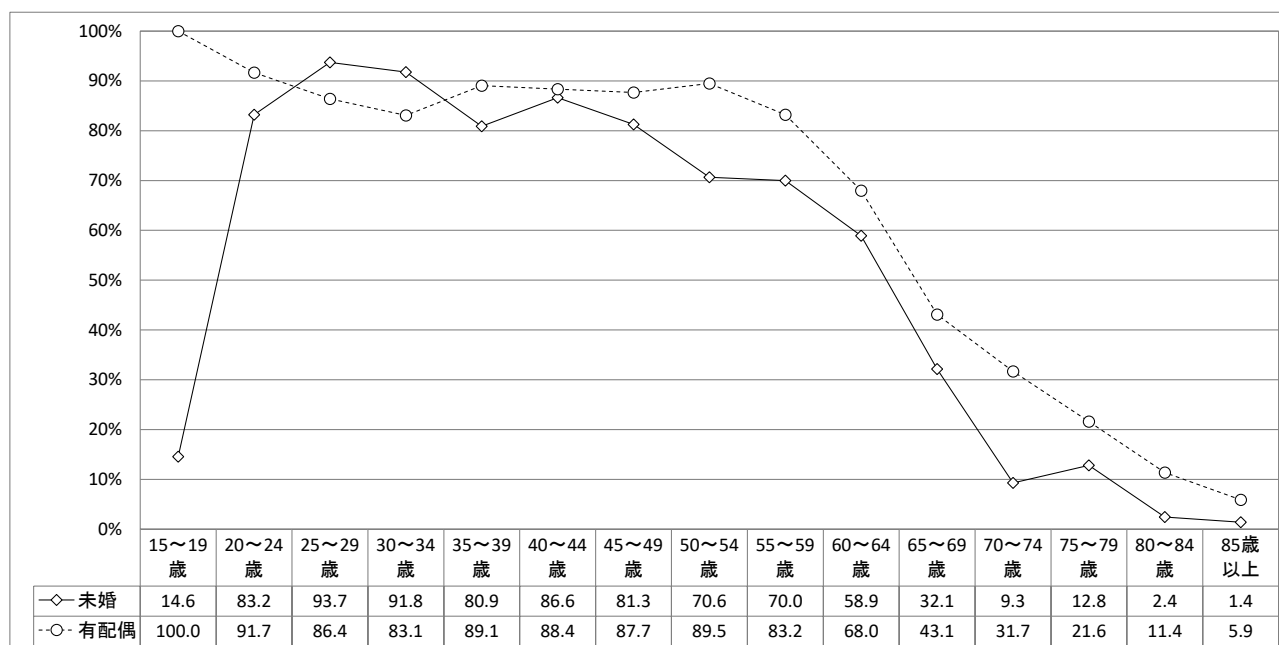
女性の5歳階級別労働力率の推移をみると、年々女性の労働力率は上昇しており、特に「25～29歳」から「30～34歳」の労働力率の増加が目立っています。

令和2年の女性の未婚・有配偶別の労働力率をみると、「25～29歳」と「30～34歳」を除いて“未婚”よりも“有配偶”の労働力率が高くなっています。

■女性の5歳階級別労働力率の推移



■女性の未婚・有配偶別の労働力率（令和2年）



資料：国勢調査

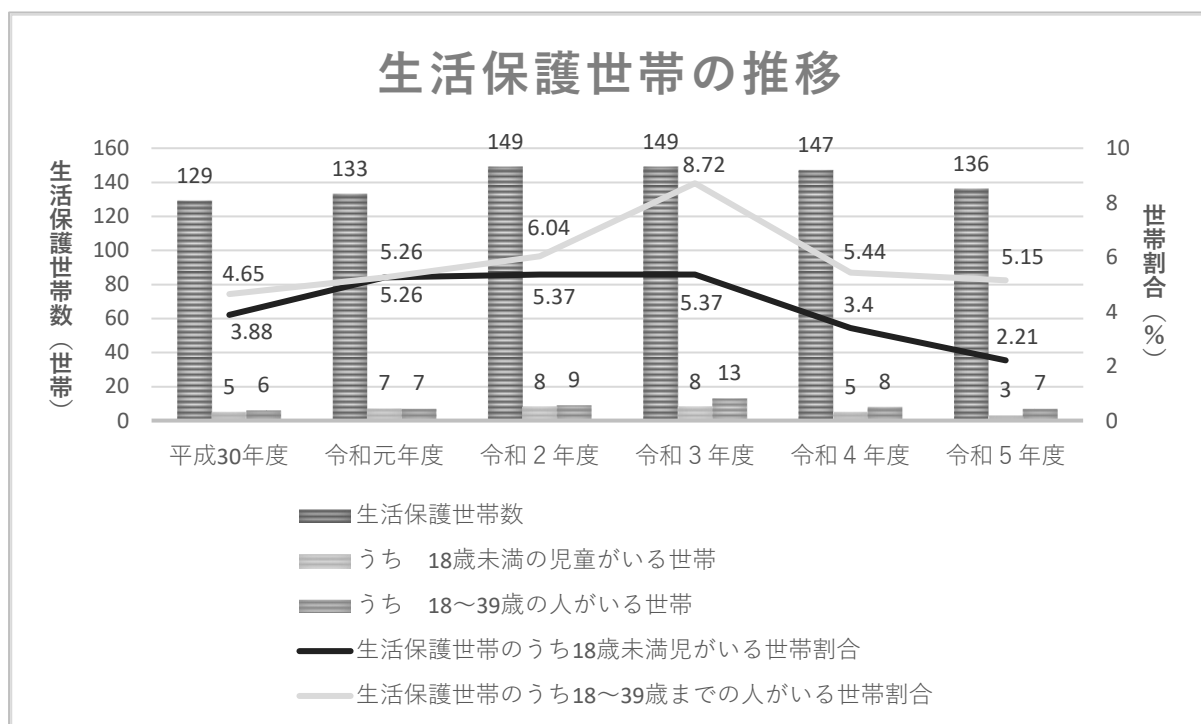
5 貧困の状況

5-1 生活保護受給者の推移

近年の本市の生活保護世帯数は、増加傾向にあります。このうち、18歳未満の児童がいる世帯数、世帯の割合については減少傾向にあり、令和5年度で3世帯6人となっています。

また、保護率については、県内平均よりも低い割合となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総世帯数	11,263 世帯	11,291 世帯	11,311 世帯	11,288 世帯	11,264 世帯	11,226 世帯
生活保護世帯数	129 世帯	133 世帯	149 世帯	149 世帯	147 世帯	136 世帯
うち 18歳未満の児童がいる世帯	5 (1) 世帯	7 (1) 世帯	8 (3) 世帯	8 (4) 世帯	5 (3) 世帯	3 (2) 世帯
うち 18～39歳の人がいる世帯	6 (1) 世帯	7 (1) 世帯	9 (3) 世帯	13 (4) 世帯	8 (3) 世帯	7 (2) 世帯
被保護人員	165 人	168 人	204 人	202 人	190 人	167 人
うち 18歳未満	11 人	13 人	20 人	21 人	16 人	6 人
うち 18歳～39歳	6 人	7 人	12 人	18 人	12 人	9 人
18歳未満児がいる世帯割合	3.88%	5.26%	5.37%	5.37%	3.40%	2.21%
18～39歳までの人がある世帯割合	4.65%	5.26%	6.04%	8.72%	5.44%	5.15%
保護率						
上山市	0.54%	0.56%	0.63%	0.69%	0.65%	0.55%
山形県	0.52%	0.73%	0.73%	0.74%	0.74%	0.75%



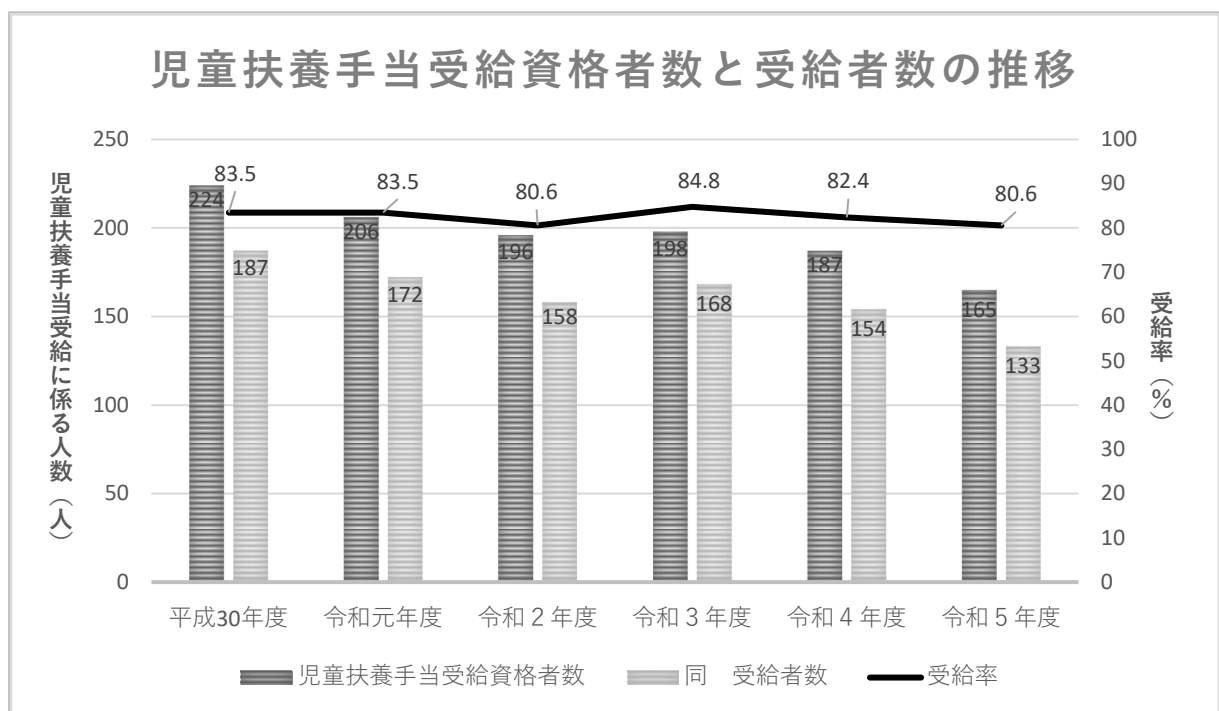
資料: 上山市こどもの貧困対策推進計画

5-2 児童扶養手当受給資格者数の推移

児童扶養手当制度は、離婚・死亡・遺棄等の理由で父または母と生計を同じくしていない児童の親または養育者へ、生活の安定と自立の促進のために手当を支給する制度です。

本市の児童扶養手当受給資格者数・同受給者数は、令和3年度に母子家庭・父子家庭ともに一時的に増加したものの、全体的には減少傾向にあります。受給率は概ね8割前半台で推移し、令和5年度は80.6%となっています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童扶養手当受給資格者数 (A)	224 人	206 人	196 人	198 人	187 人	165 人
同 受給者数 (B)	187 人	172 人	158 人	168 人	154 人	133 人
内訳 父子家庭	16 人	13 人	9 人	14 人	10 人	9 人
内訳 母子家庭	171 人	159 人	149 人	154 人	144 人	124 人
受給率 (B/A)	83.5%	83.5%	80.6%	84.8%	82.4%	80.6%



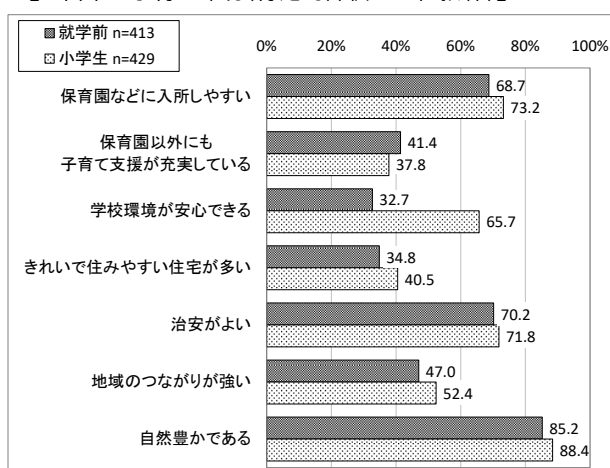
資料: 上山市こどもの貧困対策推進計画

6 各計画におけるニーズ調査(抜粋)

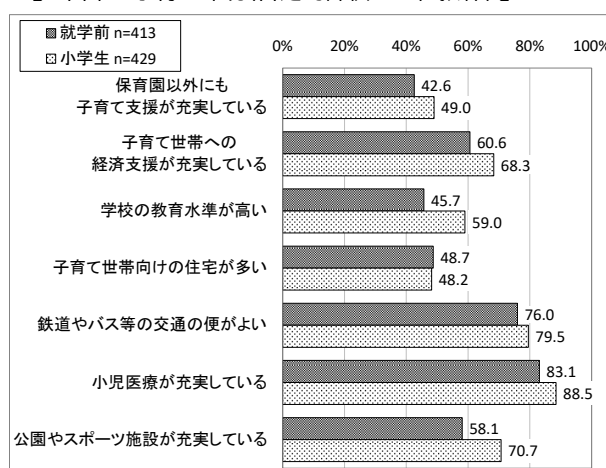
(1)子育て環境全般について

本市の子育て環境について、肯定的評価（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）をみると、就学前児童保護者（以下、「就学前」という。）と小学生児童保護者（以下、「小学生」という。）はおおむね似た傾向を示しており、「自然豊かである」が8割台半ば、「保育園などに入所しやすい」と「治安がよい」が7割前後となっています。一方、否定的評価（「そう思わない」と「あまりそう思わない」の合計）をみると、就学前と小学生ともに「小児医療が充実している」が8割台半ば、「鉄道やバス等の交通の便がよい」が7割台半ばから8割弱、「子育て世帯への経済支援が充実している」が6割台となっています。

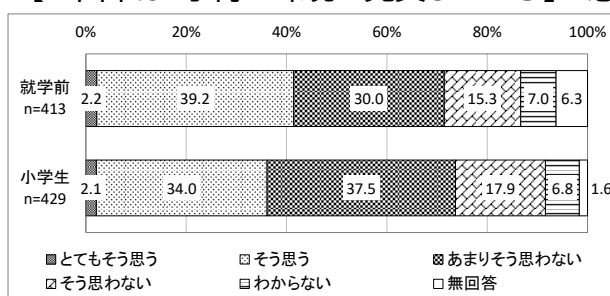
【上山市の子育て環境(肯定的評価の上位抜粋)】



【上山市の子育て環境(否定的評価の上位抜粋)】



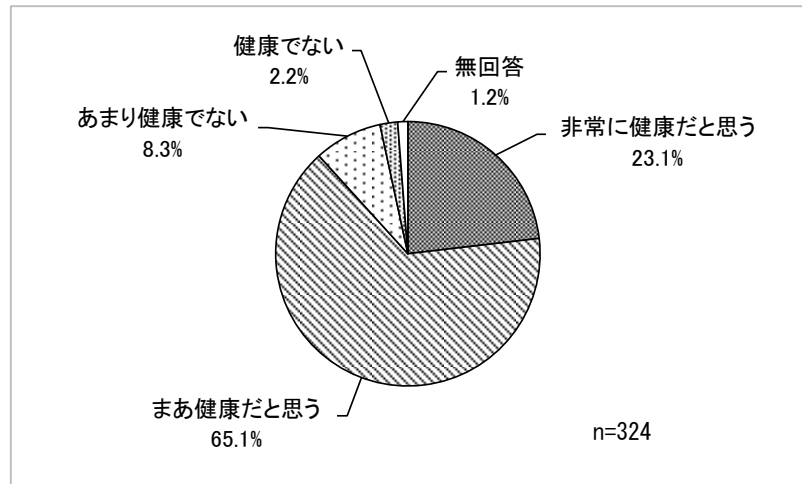
【上山市は「子育て環境が充実している」と思うか】



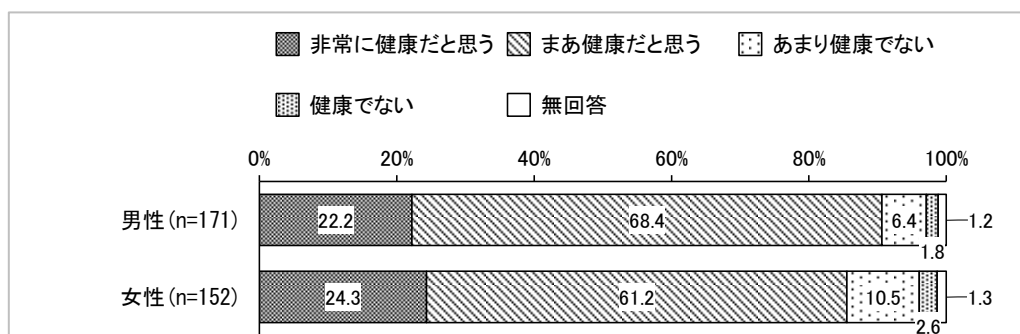
資料:第3期上山市子ども・子育て支援事業計画

(2)健康状態について 【青年期】13～19 歳

「非常に健康だと思う (23.1%)」と「まあ健康だと思う (65.1%)」を合わせた『健康だと思う』が 88.2%と約 9 割を占めています。一方で、「あまり健康でない」(8.3%)と「健康でない」(2.2%)を合わせた『健康でない』は 10.5%と 1 割を占めています。



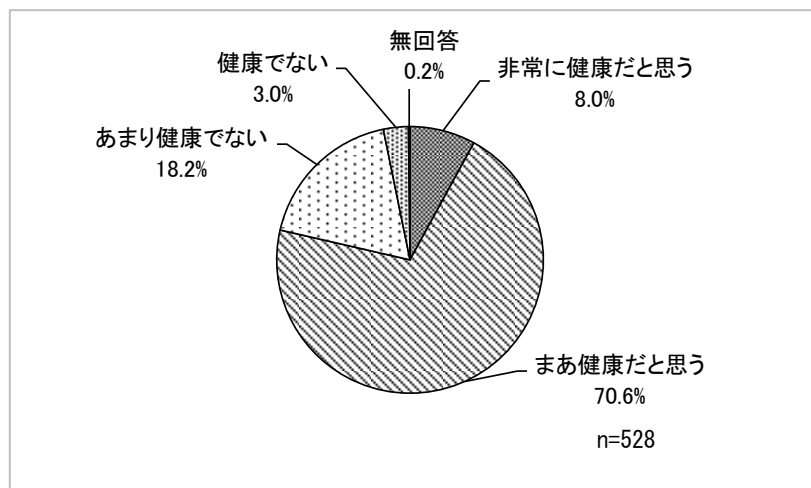
性別にみると、『健康だと思う』は男性で 9 割を占めており、女性を上回っています。



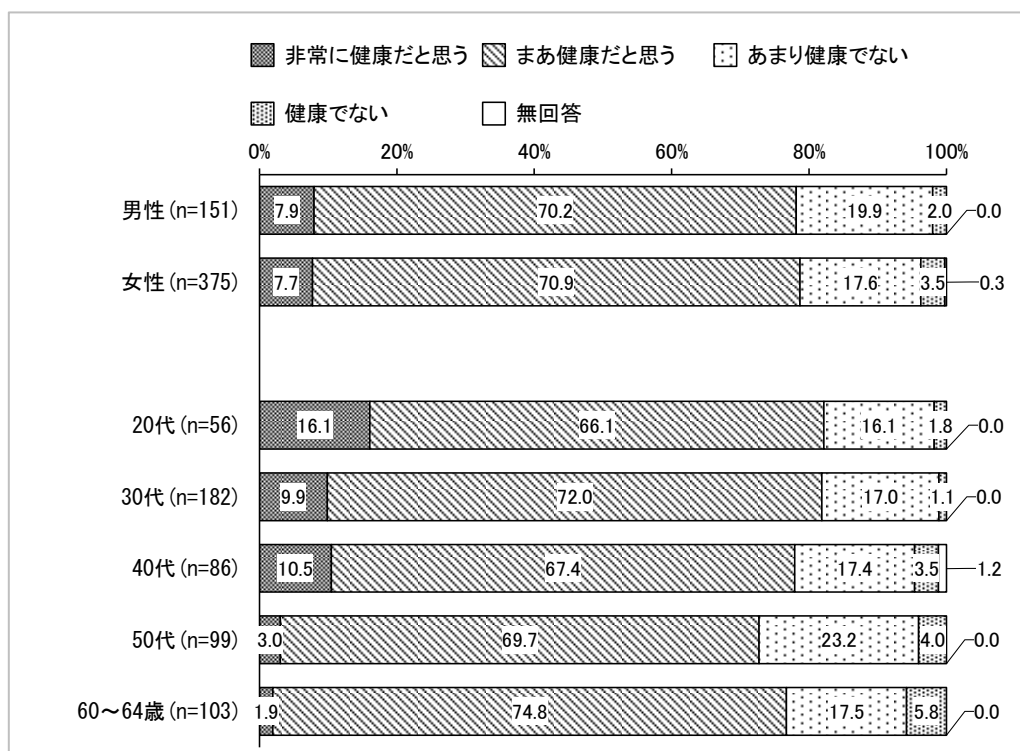
資料:健康増進計画「湯ったり健康かみのやま 21 第三次行動計画」

(3)健康状態について 【成人期】20～64 歳・乳幼児保護者

「非常に健康だと思う (8.0%)」と「まあ健康だと思う (70.6%)」を合わせた『健康だと思う』が 78.6%と約8割を占めています。一方で、「あまり健康でない」(18.2%)と「健康でない」(3.0%)を合わせた『健康でない』は 21.2%と2割を占めています。



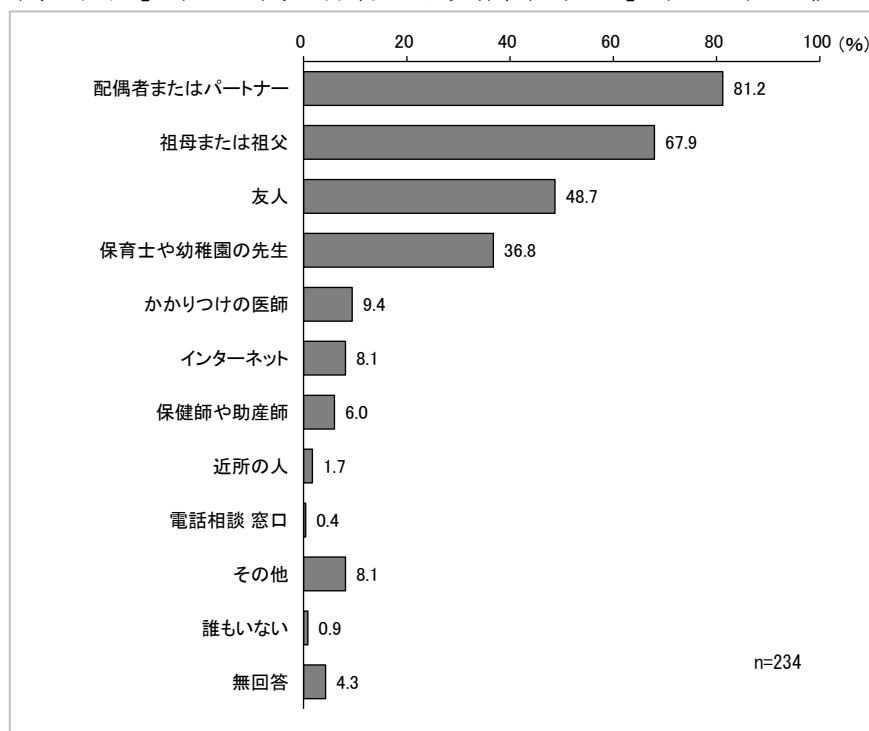
性別にみると、大きな差異はみられません。年代別にみると、『健康だと思う』は、20代から50代までは年代が上がるにつれて減少しています。



資料:健康増進計画「湯ったり健康かみのやま 21 第三次行動計画」

(4)育児の相談相手について 【成人期】乳幼児保護者

「配偶者またはパートナー」が81.2%と8割を占めて最も高くなっており、「祖母または祖父」(67.9%)、「友人」(48.7%)、「保育士や幼稚園の先生」(36.8%)と続いています。



性別にみると、「祖母または祖父」は男性で約4割を占めた一方、女性は7割を超えている。また、「友人」は男性で1割台となった一方、女性は5割を占めています。

年代別にみると、「友人」は年代が下がるにつれて増加しており、20代では約6割を占めています。

単位: %

		(n)	配偶者 または パートナー	祖母 または 祖父	友人	保育士や 幼稚園の 先生	かかりつけ の医師	インター ネット
性別	男性	23	87.0	39.1	13.0	34.8	8.7	4.3
	女性	210	80.5	71.0	52.9	36.7	9.5	8.6
年齢別	20代	46	78.3	71.7	58.7	37.0	13.0	19.6
	30代	162	82.1	71.0	47.5	35.2	6.8	6.2
	40代	24	83.3	45.8	41.7	50.0	20.8	0.0

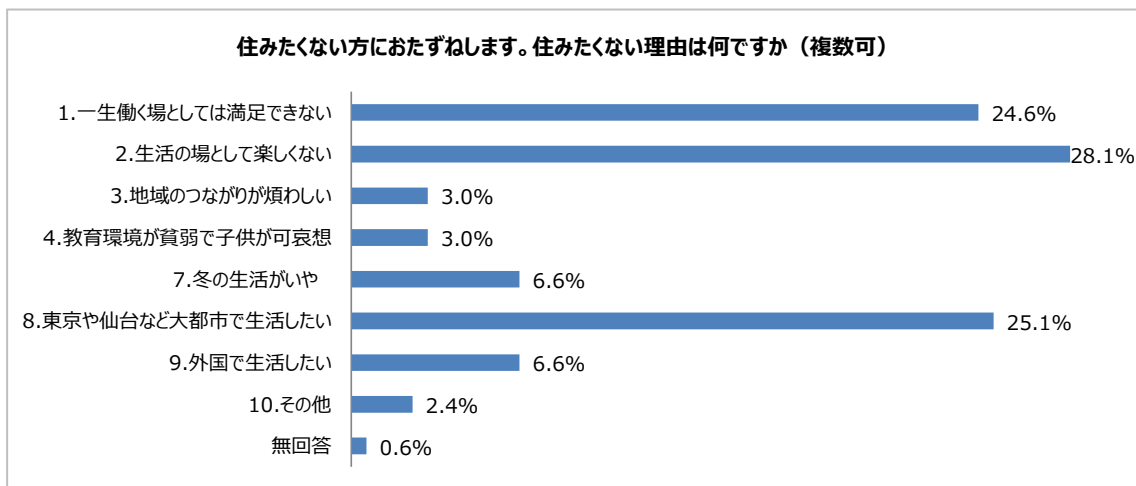
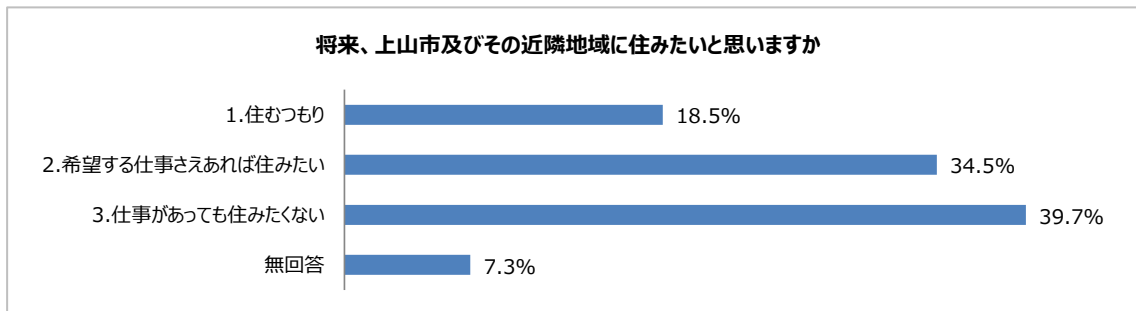
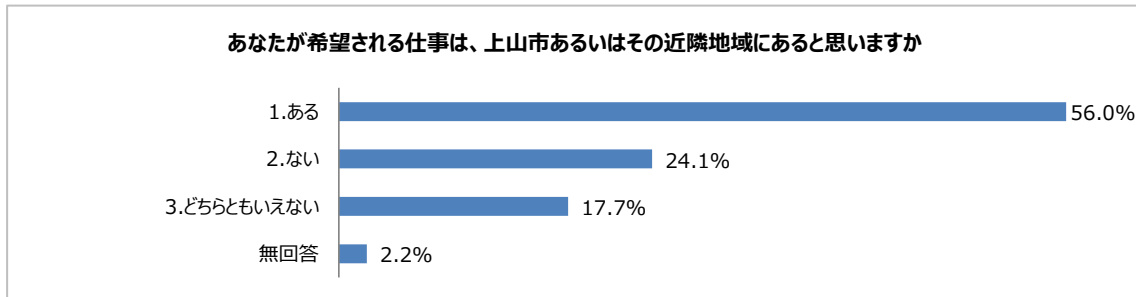
		(n)	保健師や 助産師	近所の人	誰もいない	電話相談 窓口	その他	無回答
性別	男性	23	4.3	0.0	0.0	0.0	8.7	8.7
	女性	210	6.2	1.4	1.0	0.5	8.1	3.8
年齢別	20代	46	4.3	0.0	0.0	0.0	2.2	2.2
	30代	162	6.2	1.9	1.2	0.0	8.6	3.7
	40代	24	8.3	4.2	0.0	4.2	16.7	8.3

資料:健康増進計画「湯ったり健康かみのやま 21 第三次行動計画」

(5)就業に伴う高校生・大学生等の転出について

本市では、高校生等が就職を希望する職業・職種等に応じた一定の就業機会はあると考えられます。

しかし、高校生等の若者の視点からみたとき、就業機会そのものの不十分さに加え、生活環境への満足や期待を持ちにくいことが、就職等に伴う転出の選択につながっている可能性があります。

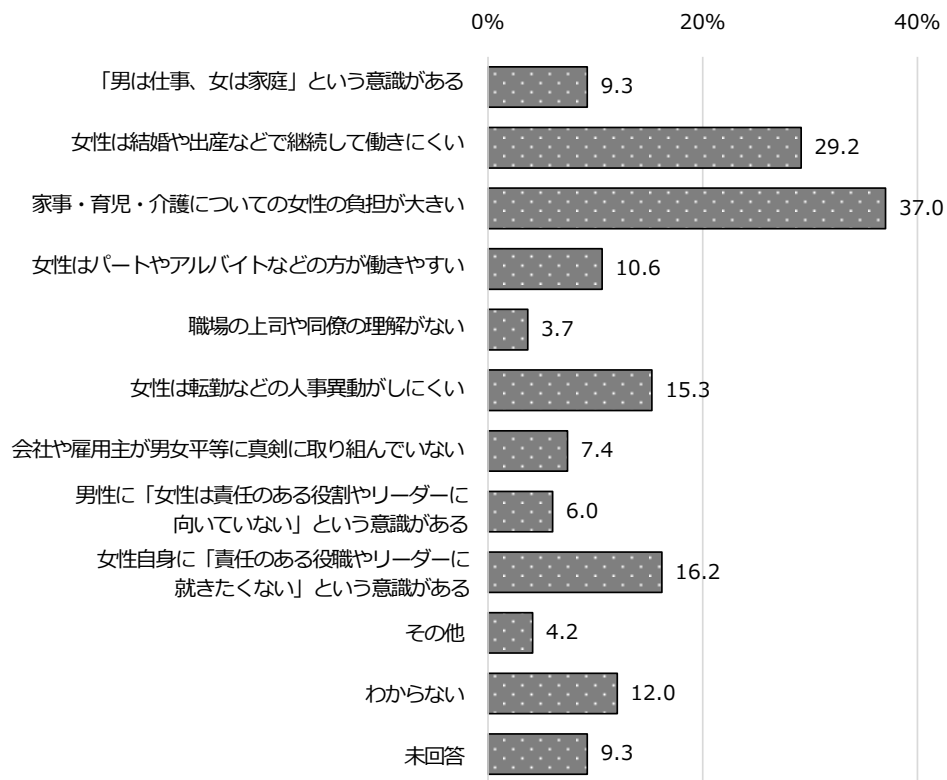


資料：第3期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

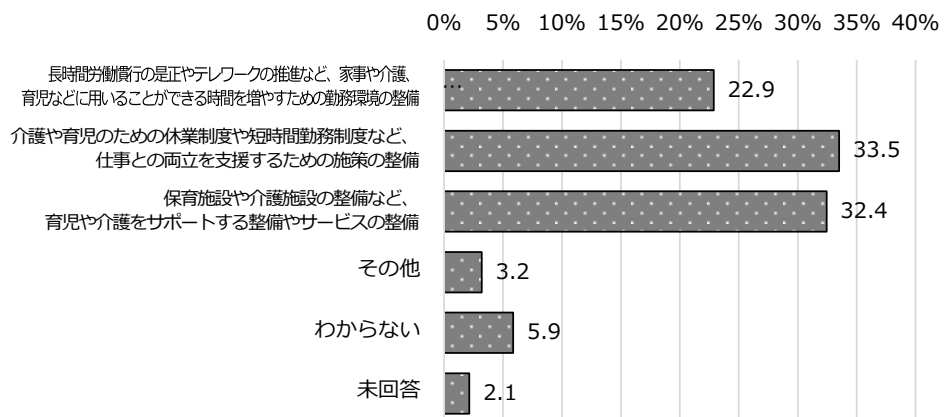
(6)仕事と家庭の両立について

「男女間に平等でない扱いがある場合、どのような理由からだと思いますか。」という問いに対しては、「家事・育児・介護についての女性の負担が大きい」と答えた人が全体の37%と一番多く、これは男性・女性別でみても同じ傾向にありました。

この家事や育児、介護などに費やす時間を男女間でバランスのとれたものとし、職業生活における女性の活躍を更に推進するための支援について尋ねたところ、「介護や育児のための休業制度や短時間勤務制度など、仕事との両立を支援するための施策の整備」と答えた人の割合が33.5%と最も多く、次いで「保育施設や介護施設の整備など、育児や介護をサポートする整備やサービスの整備」が32.4%となっています。



「職場での男女間が平等でない理由」



「職業生活における女性の活躍を推進するための支援策について」

資料：上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画

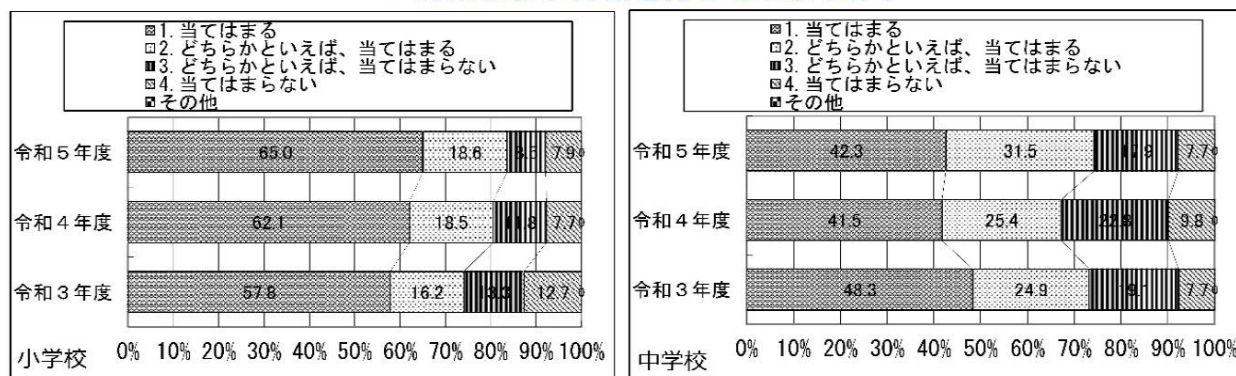
(7)小中学生の状況について

将来の夢や目標について、持っている（「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」の合計）が、令和5年度において小学生は83.6%、中学生は73.8%となっています。

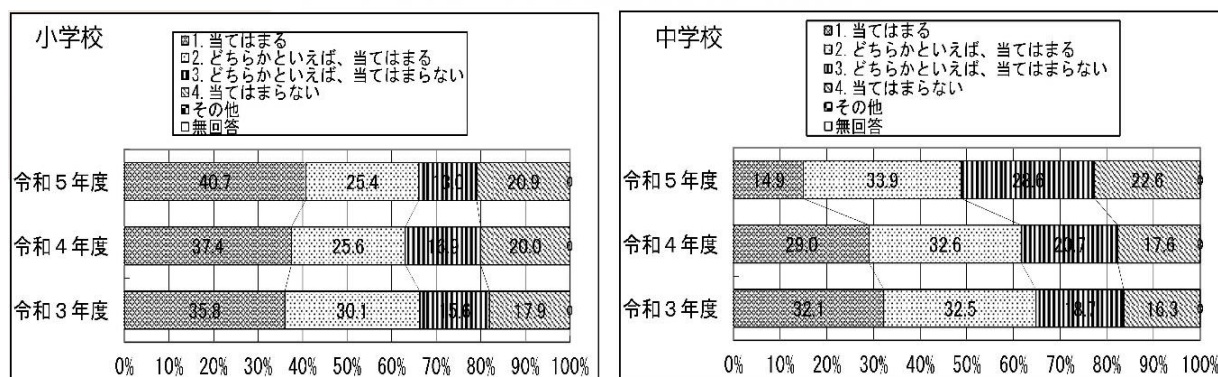
地域行事への参加状況については、参加している（「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」の合計）が、令和5年度において小学生は66.1%、中学生は48.8%となっています。

地域や社会への取組意欲については、何かしてみたいと思う（「当てはまる」と「どちらかといえば、当てはまる」の合計）が、小学生は69.5%、中学生は72.0%となっています。

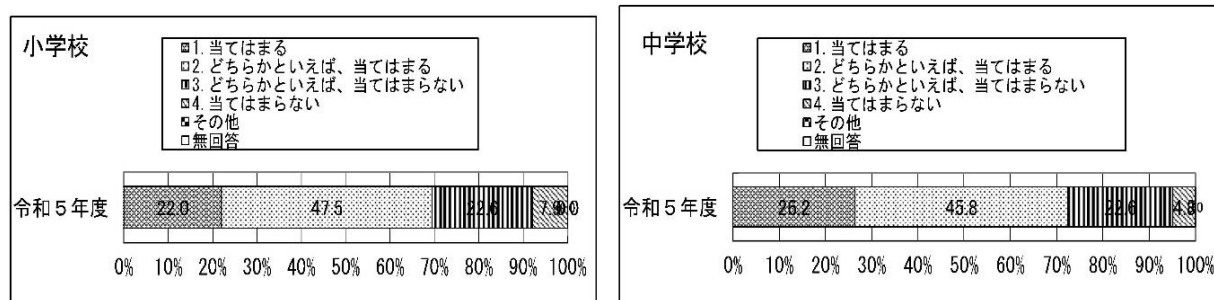
将来の夢や目標を持っていますか。



今住んでいる地域の行事に参加していますか。



地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか。



資料：上山市教育振興基本計画

(8)こどもの意見聴取(山形県こども会議より一部抜粋)

- 開催日:令和6年9月7日(土)
- 場 所:スタートアップステーション・ジョージ山形(山形市)
- 参加者:山形県内に住んでいる小学校高学年から高校生(19 名)

1 やまがた愛を持ち健やかに成長するために

- ・主体性のある教育を受けていたら、山形に対する思いも強くなり、山形の課題解決について行動したり起業したりする人が増えるかもしれないから、こどもの主体性を育む教育が受けられるようにしてほしい。
- ・共働き世帯が多く、放課後ひとりで居るこどもが多いので、こどもが孤立しないようこども同士の新しい交流の場となるような学校以外の居場所を作ることが必要だと思う。

2 若者が山形で夢と希望を叶えるために

- ・県外への就職や進学を希望する人も多いが、県外に行くからといって二度と山形に戻ってこないというわけではなく、いずれは山形に戻ってくることを前提に県外に出る人も多いという現状をもっと知ってほしい。
- ・若者が意見を言う場がなく、反映されづらいので、若者と行政がもっと身近になることが必要。

3 安心して山形でこどもを生み育てるために

- ・親同士で気軽に子育ての悩みを相談することができるとよい。
- ・こどもが幸せになるには、親の生活が安定し心にゆとりを持てるようにすることが必要だと思う。

4 困難を有するこども・若者とその家族が未来を切り拓くために

- ・貧困家庭やひとり親家庭に向けて行っている支援を広めて知ってもらい、活用してもらいやすくすればいい。
- ・地域で利用できる育児支援やカウンセリングを電話、対面での相談だけでなく、匿名でできるチャットなども作るという。

5 こども・若者、子育て当事者に温かい社会づくりのために

- ・地域内でこどもの見守りができる状況をつくることが必要だと思う。
- ・男性と女性で仕事と家事が分けられるという考えを壊し、育児休暇に理解のある環境を作っていくことが必要だと思う。

資料:山形県こども会議 報告書

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

計画における施策や事業の推進を図るため、次の基本的な視点に基づきます。

視点1 こどもの権利を尊重し実現する

こどもも、自分の意見を表明し、決定に参画する権利があります。こども自らが考え行動し、市民の一員として社会に関わりながら、成長できる環境を整えていくことが求められています。そのため、施策を推進にあたっては、大人がこどもを権利の主体として認識し、こども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めます。

視点2 こども・若者の健やかな成長に資する切れ目のない支援の実施

すべての妊産婦と親子、若者をサポートするきめ細やかな支援体制を整え、誰一人取り残されることなく、安心してこどもを産み育て、皆が健やかに成長できる社会を実現します。

視点3 地域全体でこども・若者を支える

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあるとの基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業等、地域全体で、こども・若者を支える地域社会をつくります。

「子どもの権利条約」4つの原則

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます。それぞれ条文中に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」とであるとされています。

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。



差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。



出典：(公財)日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利を理解しよう」

2 基本理念

本計画を推進するにあたり、本市の目指すべき基本理念を第8次上山市振興計画に基づき、次のとおり掲げます。

こどもを産み育てる環境の充実

こどもを取り巻く環境が複雑多様化するなか、本市の将来を担う今を生きるこどもと保護者が、幸福な生活を送れるよう、こどもの意思を尊重した子育て環境の充実を目指します。

3 目標

少子化対策の目標指標として、「出生率」の向上を設定し、これを達成するため各施策に数値目標を設定しました。

指標	数値目標（令和11年度）	現状値
出生率 （当該年出生数／前年人口×1,000）	5. 1‰※以上 ※令和5年山形県出生率	3. 2‰ （令和5年時点）

※第3期上山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を基に設定

4 施策体系

基本理念	基本方針	施策の方向性
こどもを産み育てる環境の充実	1 すべてのこどもたちが健やかに生まれ 子育ての喜びを感じられる環境づくり 第3期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	(1)教育・保育サービスの充実 (2)地域における子育て支援サービスの充実
	2 (1)生活習慣の改善 (2)生活習慣病の発症予防・重症化予防 (3)自然に健康になれる環境づくり 健康増進計画 「湯ったり健康かみのやま 21 第三次行動計画」	(1)栄養・食生活 (2)身体活動・運動 (3)休養・睡眠・こころの健康 (4)飲酒 (5)喫煙 (6)歯・口腔の健康 (7)生活習慣病 (8)健康を支える環境づくり
	3 すべてのこどもたちが健やかに生まれ 子育ての喜びを感じられる環境づくり 第2期母子保健計画	(1)切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援 (2)こどもの健やかな成長を育む支援
	4 活力と挑戦 ～人生を豊かに彩る働く場所を創造するまちへ～ 幸せと笑顔 ～安心して子育てできるまちへ～ 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略	(1)魅力的な働く場所をつくる (2)安心して子どもを産み育てられる 環境をつくる
	5 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる 環境づくり ～共に築く家庭生活の推進～ ～誰もが働きやすい職場づくりの推進～ 男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画	(1)安心して子育てができる環境づくりの推進 (2)雇用・就労における均等な機会と 待遇の確保 (3)女性の職業生活における活躍の推進 (4)ワーク・ライフ・バランスの推進
	6 ふるさとを愛し 夢と志をもち 共に未来を拓く人づくり ～笑顔溢れる”ウェルビーイング”をめざして～ 教育振興基本計画	(1)いのちを大切に、豊かな感性と 健やかな体を育成します (2)学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校 づくりを推進します (3)時代に対応した教育環境整備を推進 します (4)ふるさとに誇りをもち、元気な地域 づくりを推進します (5)地域に潤いと活力を与える文化芸術 とスポーツを推進します
	7 誰ひとり取り残さない環境づくり ～貧困対策・困難への支援～ こどもの貧困対策推進計画	(1)支援体制と広報周知の強化 (2)教育・保育の支援 (3)生活の安定に向けた支援 (4)就労の支援 (5)経済的支援等

第4章 計画の内容

第3期子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)

【根拠法令】 子ども・子育て支援法 第61条、次世代育成支援対策推進法 第8条

【計画期間】 令和7年度～令和11年度

【基本方針】

子育ての喜びを感じられる環境づくり
すべての子どもたちが健やかに育まれ

【主要施策】

教育・保育サービスの
充実

2-1 教育・保育施設の現状

2-2 教育施設（認定こども園[幼稚園枠]）

2-3 保育施設（保育園、認定こども園[保育園枠]）

2-4 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

地域における子育て
支援サービスの充実

3-1 地域子育て支援拠点事業【「めんごりあ」0～2歳児の利用】

3-2 子育て短期支援事業（ショートステイ）

3-3 ファミリー・サポート・センター事業

3-4 一時預かり事業

3-5 時間外保育（延長保育）事業

3-6 病児保育事業

3-7 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

3-8 利用者支援事業（第2期上山市母子保健計画より）

3-9 乳児家庭全戸訪問事業（第2期上山市母子保健計画より）

3-10 養育支援訪問事業（第2期上山市母子保健計画より）

3-11 妊婦健康診査（第2期上山市母子保健計画より）

3-12 妊婦等包括相談支援事業（第2期上山市母子保健計画より）

3-13 産後ケア事業（第2期上山市母子保健計画より）

3-14 子育て世帯訪問支援事業

3-15 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

3-16 実費徴収に伴う補足給付事業

3-17 その他の施策

【計画のあらまし】

この計画は①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すとともに、家庭や地域等が連携し「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指して、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示した計画です。

主な目標値

当該計画は、全事業が上山市こども計画の中にすべて包含されることとなります。なお、主な目標値については次のとおりです。

量の見込みと確保方策

保育施設(保育園、認定こども園[保育園枠])

		令和7年度							令和11年度				
		2号		3号					2号		3号		
		教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳			教育希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み（A）		24 人	284 人	25 人	70 人	100 人	量の見込み（A）		19 人	227 人	24 人	66 人	75 人
確保方策	自市町村施設	0 人	314 人	65 人	83 人	97 人	確保方策	自市町村施設	0 人	284 人	56 人	79 人	83 人
	企業主導型保育施設の地域枠	0 人	7 人	0 人	2 人	4 人		企業主導型保育施設の地域枠	0 人	6 人	0 人	2 人	3 人
	幼稚園及び預かり保育、 一時預かり事業、幼稚園の 長時間預かり運営費支援事業	24 人	0 人	0 人	0 人	0 人			19 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	計（B）	24 人	321 人	65 人	85 人	101 人			19 人	290 人	56 人	81 人	86 人
	供給と需要の差（B－A）	0 人	37 人	40 人	15 人	1 人		供給と需要の差（B－A）		0 人	63 人	32 人	15 人

地域子育て支援拠点事業【「めんごりあ」0～2歳児の利用】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの量	年間延べ利用者数 (A)	14,664 人日	13,518 人日	13,931 人日	13,656 人日	13,427 人日
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
確保の方策	年間延べ利用者数 (B)	14,664 人日	13,518 人日	13,931 人日	13,656 人日	13,427 人日
	施設数	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
過不足 (B - A)		0	0	0	0	0

ファミリー・サポート・センター事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (A)	198 人日	183 人日	175 人日	168 人日	157 人日
確保の方策 (B)	198 人日	183 人日	175 人日	168 人日	157 人日
過不足 (B - A)	0	0	0	0	0

健康増進計画

「湯ったり健康かみのやま21 第三次行動計画」

【根拠法令】健康増進法 第8条第2項

【計画期間】令和7年度～令和18年度

基本理念

こころもからだも健やかに みんなが自分らしく輝くまち

基本目標

健康・長寿の実現

基本方針

1 生活習慣の改善

2 生活習慣病の発症予防・重症化予防

3 自然に健康になれる環境づくり

具体的な取組分野

① 栄養・食生活

② 身体活動・運動

③ 休養・睡眠・こころの健康

④ 飲酒

⑤ 喫煙

⑥ 歯・口腔の健康

⑦ 生活習慣病
(がん、循環器病、糖尿病、COPD)

⑧ 健康を支える環境づくり

(※) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

妊娠出産期・乳幼児期
(～5歳)

学童期・思春期
(6～19歳)

成人期
(20～64歳)

高齢期
(65歳以上)

女性

(※) ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり

【計画のあらまし】

市民の健康づくりの指針となるものであり、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むための総合的かつ具体的な施策の方向性を示しています。また、国の「健康日本 21（第三次）」や県の「第2次健康やまがた安心プラン」の実践計画としても位置づけられます。

こども計画の一部を担う主要施策

健康増進計画「湯ったり健康かみのやま 21 第三次行動計画」の中では次の主要施策において、こども計画との関わり度合が高くなるため、今後は更に関係部署間で連携を密にして実施していきます。

- ・ 栄養、食生活
- ・ 身体活動、運動
- ・ 休養、睡眠、こころの健康
- ・ 飲酒
- ・ 喫煙
- ・ 歯、口腔の健康
- ・ 生活習慣病
- ・ 健康を支える環境づくり



実現に向けた主な具体的取組

- ・ 望ましい食習慣の形成へ向けた啓発・支援
- ・ 食を通じた健康づくり実践へ向けた啓発・支援
- ・ 食を通じた健康づくりを支える体制整備
- ・ 身体活動・運動に関する情報発信
- ・ 相談支援体制の充実
- ・ 誰もが生きがいを持って暮らせる社会に向けた取組の推進
- ・ 妊娠期・授乳期の女性及び 20 歳未満の飲酒防止対策の推進
- ・ 喫煙の健康被害に関する啓発・環境整備
- ・ 禁煙希望者への禁煙支援
- ・ むし歯予防の強化と格差縮小のための環境整備の推進
- ・ 歯周病予防の推進
- ・ 口腔機能の獲得・育成・維持・向上の推進
- ・ 年齢や状況に合わせた生活習慣病予防のための支援
- ・ 健康を守る環境づくりの推進 等

第2期母子保健計画

【根拠法令】成育医療等基本方針

【計画期間】令和7年度～令和11年度

基本方針	施策名	内 容
すべてのこどもたちが健やかに育まれ 子育ての喜びを感じられる環境づくり	切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援	(1) 健やかな妊娠・出産のための事業 (2) 産後ケアの充実 (3) 妊娠・出産・子育てに対し特に支援が必要な人への早期対応と支援の充実 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 赤ちゃん広場 (6) 不妊・不育症治療費助成 (7) プレコンセプションケアの推進
	こどもの健やかな成長を育む支援	(1) 健康診査の質の向上 (2) 感染症予防対策 (3) 事故防止対策に関する普及啓発 (4) 生活リズムの確立の支援 (5) むし歯・歯周病の予防と正しい知識の普及 (6) より良い食生活の支援の充実 (7) 養育支援訪問事業 (8) 療育相談の充実 (9) 地域の子育て支援体制の充実 (10) 障がいのあるこどもと保護者への支援

【計画のあらまし】

少子化の進行は、地域社会の活力低下等、将来のまちづくりにも深刻な影響を与えるものであり、本市において安心して子どもを産み、子どもがより健やかに育つ環境づくりを地域全体で継続していくために推進する計画です。

主な目標値

当該計画は、全事業が上山市子ども計画の中にすべて包含されることとなります。なお、主な目標値については次のとおりです。

量の見込みと確保方策

乳児家庭全戸訪問事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	101 人	98 人	97 人	95 人	93 人
確保方策（B）	101 人	98 人	97 人	95 人	93 人
過不足（B－A）	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（A）	10 人	9 人	9 人	8 人	8 人
確保方策（B）	10 人	9 人	9 人	8 人	8 人
過不足（B－A）	0	0	0	0	0

産後ケア事業

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 み の 量	宿泊（ショートステイ）型	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日	11 人日
	通所（デイサービス）型	37 人日	36 人日	35 人日	34 人日	33 人日
	居宅訪問（アウトリーチ）型	17 人日	17 人日	16 人日	16 人日	15 人日
	合計（A）	66 人日	65 人日	62 人日	61 人日	59 人日
方 確 保	宿泊（ショートステイ）型	12 人日	12 人日	11 人日	11 人日	11 人日
	通所（デイサービス）型	37 人日	36 人日	35 人日	34 人日	33 人日
	居宅訪問（アウトリーチ）型	17 人日	17 人日	16 人日	16 人日	15 人日
	合計（B）	66 人日	65 人日	62 人日	61 人日	59 人日
過不足（B－A）		0	0	0	0	0

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略

【根拠法令】 まち・ひと・しごと創生法 第10条

【計画期間】 令和7年度～令和10年度

【基本目標】

【主要施策】

1 活力と挑戦

～人生を豊かに彩る働く場所を創造するまちへ～

創業支援の強化

産業拠点の形成と企業誘致

工業の成長支援

収益性の高い農業の実現

有害鳥獣対策の推進

2 交流と繋がり

～自由な発想で人々が行き来するまちへ～

市民と仕掛ける戦略的シティプロモーション

地域全体で仕掛ける戦略的な観光振興

参加しやすい市民交流の実施

スポーツを通じた地域活性化の推進

文化財愛護による地域づくり

3 幸せと笑顔

～安心して子育てできるまちへ～

保育・子育てサービスの充実

子育て支援体制の充実

豊かな感性と健やかな体の育成

魅力ある学校づくりの推進

特色ある学校づくりの推進

英語を通じたコミュニケーション能力の育成

学校施設等の適正な維持管理と運営

学校規模の適正化の推進

生涯学習環境の整備

図書館機能の充実と読書活動の推進

文化芸術の環境づくり

生涯にわたるスポーツ活動の推進

4 魅力と持続

～選ばれるまちづくりに挑戦するまちへ～

道路環境の充実

河川環境の保全

魅力的な都市の基盤整備

歴史を活かした特色ある景観づくりの推進

安全な住宅環境づくり

快適な環境による移住・定住の促進

中心市街地の商業機能強化と個店の魅力向上

生涯を通じた健康づくりの推進

地域医療体制の維持

生涯にわたるスポーツ活動の推進

地域支援事業の充実

生涯学習環境の整備

文化芸術の環境づくり

【計画のあらまし】

これまで本市が進めてきた地方創生に関する施策に加え、デジタル技術を活用した取組の加速化や、本市の地域資源を活かしながら人口減少対策の核の部分となる子育て支援、雇用対策、定住人口減少対策等に主眼を置いた計画です。

こども計画の一部を担う主要施策

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の中では次の主要施策において、こども計画との関わり度合が高くなるため、今後はさらに関係部署間で連携を密にして実施していきます。

- ・ 新規創業の促進
- ・ 多様な担い手の確保、育成
- ・ 保育サービスと子育てサービスの充実
- ・ 妊娠、出産、子育て等に係る支援の推進



実現に向けた主な具体的取組

- ・ 創業相談、支援体制の充実
- ・ 創業支援補助
- ・ 中心市街地空き店舗等リノベーション支援事業
- ・ チャレンジショップ事業
- ・ 担い手等経営確立支援事業
- ・ 新規就農者育成総合対策事業

- ・ 保育所等での ICT 化事業
- ・ 特色ある保育所づくり支援事業
- ・ 外国語体験事業
- ・ 放課後児童対策
- ・ 病児保育運営支援
- ・ 総合子どもセンターの管理運営
- ・ 多子世帯の保育料等の負担軽減 等

男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画

【根拠法令】男女共同参画計画基本法 他、関連法4本

【計画期間】令和7年度～令和14年度

基本理念	基本目標	重点目標		基本方針
一人ひとりが いきいきと 活躍できるまち かみのやま	基本目標Ⅰ 男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識づくり	1	男女平等・多様性尊重に関する意識改革と理解促進	(1)意識改革のための広報・啓発の推進
				(2)理解促進のための講座等の情報提供の充実
		2	男女平等・多様性に関する教育の推進	(1)学校等における男女平等・多様性に関する教育の推進
				(2)家庭・地域を通じた男女平等・多様性に関する教育の推進
	基本目標Ⅱ 誰もがあらゆる分野に参画し、活躍できる環境づくり	1	共に築く家庭生活の推進	(1)安心して子育てができる環境づくりの推進
				(2)介護支援体制の充実
		2	誰もが働きやすい職場づくりの推進	(1)雇用・就労における均等な機会と待遇の確保
				(2)女性の職業生活における活躍の推進
				(3)ワーク・ライフ・バランスの推進
		3	政策・方針決定過程で誰もが参画できる環境の拡大	(1)政策・方針決定の場で誰もが参画できる環境の整備
				(2)地域活動等における男女共同参画の推進
				(3)地域防災活動における男女共同参画の推進
	基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり	1	配偶者等からの暴力の根絶および被害者支援	(1)DVに対する理解の促進
				(2)DV相談体制と被害者支援の充実
		2	困難な問題を抱える女性への対応と環境の整備	(1)女性の人権等に対する意識啓発の強化
				(2)迅速かつ安全な保護体制の構築
				(3)安定した生活基盤づくりへの支援
		3	性にとらわれず安心して生活できる体制の整備	(1)性の多様性への理解の促進
				(2)性に関する相談体制の整備
				(3)パートナーシップ宣誓制度の活用

【計画のあらまし】

性の多様性については、年々人々の認知等は進んでいるものの、未だ差別や偏見等の問題があります。こうした現状を踏まえ、誰もが一人ひとりの個性と能力を認め、尊重し合える社会の実現を目指すために策定した計画です。

こども計画の一部を担う主要施策

上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画の中では次の主要施策において、こども計画との関わり度合が高くなるため、今後は更に関係部署間で連携を密にして実施していきます。

- ・安心して子育てができる環境づくりの推進
- ・雇用・就労における均等な機会と待遇の確保
- ・女性の職業生活における活躍の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進



実現に向けた主な具体的取組

- ・伴走型支援の推進
- ・困難を抱える家庭への支援強化
- ・保育サービスの充実
- ・子育てサービスの充実
- ・労働に関する法律・制度等の周知の徹底
- ・ハラスメント防止に向けた啓発
- ・女性の再就業への支援
- ・女性の起業に対する支援
- ・ポジティブ・アクションの啓発
- ・仕事と家庭が両立できる職場環境の整備
- ・育児・介護休業制度の周知や取得促進
- ・国の「えるぼし認定」制度や県の「やまがた企業イクボス同盟」制度等の周知・活用
- ・多様な働き方に関する情報提供の充実 等

教育振興基本計画

【根拠法令】教育基本法 第17条第2項

【計画期間】令和6年度～令和13年度

【基本理念】

「こころを愛し、夢と志をもち、共に未来を拓く人づくり」
 ～笑顔溢れる“ウェルビーイング*”をめざして～

【基本方針】

1 いのちを大切にし、豊かな感性と健やかな体を育成します

2 学ぶ楽しさを実感する魅力ある学校づくりを推進します

3 時代に対応した教育環境整備を推進します

4 ふるさとに誇りをもち、元気な地域づくりを推進します

5 地域に潤いと活力を与える文化芸術とスポーツを推進します

【主要施策】

1-1 いのちの教育の推進

1-2 豊かな心と健やかな体の育成

1-3 体験活動の充実

2-1 「一人ひとりの可能性をひらく確かな学力」の育成

2-2 安全・安心で信頼される学校づくりの推進

2-3 グローバル社会における人材育成

2-4 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進

3-1 教育・校務DXの推進

3-2 教育環境の整備

3-3 学校規模適正化の推進

4-1 地域の特色を生かした教育活動の充実

4-2 学校を核とした地域づくりの推進

4-3 生涯学習環境の整備

4-4 家庭教育と地域教育の充実

5-1 文化財愛護による地域づくり

5-2 文化芸術の環境づくり

5-3 生涯にわたるスポーツ活動の推進

5-4 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

5-5 スポーツを通じた地域活性化の推進

*ウェルビーイング(Well-being):身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念

【計画のあらまし】

地域コミュニティの変化、子どもの貧困問題、SDGsへの取り組み、ICT等技術革新の進展等社会状況の大きな変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果と課題、市民ニーズ等を踏まえながら、中長期的視点に立ち、更なる教育行政の推進を図るため、本市が目指す教育の指針となる次期教育大綱と一体となった計画です。

こども計画の一部を担う主要施策

上山市教育振興基本計画の中では次の主要施策において、こども計画との関わり度合いが高くなるため、今後は更に関係部署間で連携を密にして実施していきます。

- ・いのちの教育の推進
- ・豊かな心と健やかな体の育成
- ・体験活動の充実



実現に向けた主な具体的取組

- ・道徳教育の充実
- ・いじめ等への対応、人権教育の推進
- ・発達支持的生徒指導の推進
- ・読書活動の推進と魅力ある図書館づくり
- ・幼児期からの基本的生活習慣の確立
- ・学校保健、学校給食、食育の充実
- ・学校体育の充実、高度化
- ・地域で青少年育成を支える環境づくり
- ・中学校部活動の地域以降の推進
- ・自然・文化芸術・社会体験活動の推進
- ・他地域との交流事業の推進
- ・産学官連携の推進 等

こどもの貧困対策推進計画

【根拠法令】 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項

【計画期間】 令和6年3月～令和11年度

【基本方針】

誰ひとり取り残さない環境づくり

施策名	内 容
支援体制と 広報周知の強化	(1) 支援体制の強化 (2) 相談支援の充実 (3) 支援制度等の広報周知の強化
教育・保育の支援	(1) 幼児教育・保育の全額公費負担の推進及び質の向上 (2) 地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築 (3) 高等学校等における修学継続のための支援 (4) 大学等進学に対する教育機会の提供 (5) 特に配慮を要するこどもへの支援 (6) 教育費負担の軽減 (7) 地域における学習支援等 (8) その他の教育支援
生活の安定に向けた 支援	(1) 親の妊娠・出産期、こどもの乳幼児期における支援 (2) 保護者の生活支援 (3) こどもの生活支援 (4) こどもの就労支援 (5) 住宅に関する支援 (6) 児童養護施設退所者等に関する支援
就労の支援	(1) 所得向上策の推進、仕事と家庭が安心して両立できる働き方の実現 (2) ひとり親に対する就労支援 (3) ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援
経済的支援等	(1) 児童手当等の制度の着実な実施 (2) 養育費の確保の推進 (3) 教育・保育に係る費用負担の軽減 (4) 医療費等負担の軽減 (5) 物資提供の取組

【計画のあらまし】

近年、日本のこどもの7人に1人は「相対的貧困」の状況にあり、国際的にみても日本のこどもの貧困率は高く、社会問題となっています。

本市においても、本市に住むすべての子どもたちが、生まれ育った環境に左右されことなく、自分の目標にむかって努力し、自立していける環境を整えることを目的に、貧困対策を総合的に推進するために策定された計画です。

主な目標値

当該計画は、全事業が上山市子ども計画の中にすべて包含されることとなります。なお、主な目標値については次のとおりです。

各施策に対する数値目標

施策名	指標名		現状値 (R 5)	目標値 (R11)
1 支援体制と 広報周知の強化				
2 教育・保育の支援	生活保護受給世帯の 進学等実績 (R 3～5 平均値)	高校進学率	100.0%	維持
		高校中退率	0.0%	維持
		大学等進学率	20.0%	増やす
3 生活の安定に向けた支援	現在のくらしの状況が苦しい 困窮世帯（A世帯）の割合		53.3%	減らす
4 就労の支援	困窮世帯（A世帯） における正職員等の 就労割合	母親	30.0%	増やす
		父親	56.7%	増やす
5 経済的支援等	国の貧困線を下回る水準の子どもの いる困窮世帯（A世帯）の割合		14.9%	減らす

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

安心して子育てができる環境をつくるために、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等が連携し、地域全体で事業を進めます。また、事業の進捗を「上山市こども計画推進会議」にて意見を聞きながら推進します。

また、庁内においても、横断的な連携体制の構築に努めます。

さらに、こども自身の意見を本計画の取組に反映し、より良いものとしていくことが重要であるため、こどもたちの意見を聞く機会を設けます。

2 計画の進捗管理

こども計画を構成する各個別計画は、別に定める検証委員会等で事業の進捗管理、評価及び計画の見直しを行います。

その上で、本計画では、「上山市こども計画推進会議」において、適宜、事業成果を報告し、進捗状況の確認、評価を行うとともに必要に応じて計画の見直しを行います。

(1) 計画の推進体制

計画の推進体制にあたっては、地域・企業・行政が連携し事業を進めるとともに、事業の進捗について、上山市こども計画推進会議の意見を聞きながら推進します。

(2) 計画の進捗管理

適宜、計画に基づく事業について上山市こども計画推進会議において、事業成果を報告し進捗状況の確認、評価及び状況に応じ計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

実施日	会議名称等	内 容
令和6年	7月24日	第1回策定委員会 ・策定方針、スケジュール等について
	8月1日	第1回こども計画推進会議 ・会長の選出について ・会長職務代理者の指定について ・策定方針、スケジュール等について
	10月29日	第2回策定委員会 ・策定方針、スケジュールの変更について ・「かみのやま子育て応援プラン」の振り返り・評価について ・上山市こども計画骨子（案）について
	11月8日	第2回こども計画推進会議 同上
	12月26日	第3回策定委員会 ・上山市こども計画（案）について
	1月14日	第3回こども計画推進会議 同上
令和7年	1月29日 ～ 2月17日	パブリックコメント募集 ・市報及び市ホームページ等で募集
	2月26日	第4回策定委員会 （書面開催） ・パブリックコメントの実施結果について
	2月26日	第4回こども計画推進会議 （書面開催） 同上

2 上山市こども計画推進会議 委員名簿

役 職	職名等	氏名（敬称略）
会 長	山形大学 地域教育文化学部 准教授	本島 優子
委 員	上山市小・中学校長会 副会長	吉田 健志
委 員	一般社団法人上山市医師会 副会長	安藤 常浩
委 員	上山市商工会 青年部副部長	菅野 裕太
委 員	上山市公民館長連絡協議会 本庄地区公民館長	金子 啓助
委 員	上山市民生児童委員連合協議会 理事	木村 容子
委 員	社会福祉法人上山市社会福祉協議会 主任兼主任相談支援員	加藤 律子
委 員	株式会社リニエR（リニエプラッツかみのやま） 管理者	中川 照子
委 員	上山市保育園保護者会連絡協議会 会長	清野 大鉄
委 員	上山市PTA連合協議会 副会長	尾形 純
委 員	あざみ学童クラブ 事務局長	木村 英一
委 員	中川蔵王っ子児童クラブ 事務局長	立花 厚子
委 員	子供の城保育園 園長	齊藤 勝
委 員	上山あい保育園 園長	板垣 由紀子
委 員	認定こども園かしのき幼稚園お日さま 園長	齊藤 直子
委 員	認定こども園上山幼稚園・アイキッズ 園長	亀井 隆信
委 員	みなみ保育園 園長	榎 亜都子
委 員	上山市総合子どもセンターめんごりあ 支配人	二瓶 浩佳
委 員	かみのやまこども食堂かえる家 代表	萩生田充知子

3 上山市こども計画策定委員会 委員名簿

役 職	職 名	氏 名	備 考
委員長	副市長	鈴木 英夫	
副委員長	教育長	横戸 隆	令和6年10月9日まで
		加藤 洋一	令和6年10月10日から
委 員	庶務課長	尾形 俊幸	
委 員	市政戦略課長	富士 英樹	
委 員	財政課長	鈴木 直美	
委 員	健康推進課長	漆山 徹	
委 員	福祉課長	高橋 睦美	
委 員	子ども子育て課長	鈴木 淳子	
委 員	商工課長	木村 昌光	
委 員	農林夢づくり課長	伊藤 智彦	
委 員	建設課長	横戸 利平	
委 員	教育企画課長	高橋 秀典	
委 員	学校教育課長	西田 浩	
委 員	生涯学習課長	舟越 信弘	

役 職	職 名	氏 名	備 考
事務局	子ども子育て課 副主幹兼子育て政策係長	猪倉 司	
事務局	子ども子育て課 子育て政策係 主査	鈴木 雅俊	



上山市こども計画

発行 令和7年3月／山形県上山市

〒999-3192

山形県上山市河崎一丁目1番10号

TEL : 023-672-1111 FAX : 023-672-1112

上山市子ども子育て課